

宇検村における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和3年4月1日
宇検村長
宇検村議会議長
宇検村教育委員会
宇検村選挙管理委員会
宇検村農業員会
宇検村監査委員

女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、宇検村長、宇検村議会議長、宇検村教育委員会、宇検村選挙管理委員会、宇検村農業委員会、宇検村監査委員が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本計画は、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が本計画の策定、変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等を行います。

3. 女性活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第1条に基づき、村長部局、村議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員会事務局において、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

【1】 女性職員の採用割合（全部局） （単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	計
男性	2	4	0	1	5	12
女性	2	4	1	0	2	9
合計	4	8	1	1	7	21

※5年間の採用人数に占める女性の割合は42.9%。

【2】 職員の女性割合（全部局） （単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	平均
男性	40	43	43	42	45	42.6
女性	22	23	24	21	23	22.6
合計	62	66	67	63	68	65.2

※5年間の全職員に占める女性職員の割合は34.6%。

【3】 管理職的地位にある職員に占める女性割合（全部局） （単位：人、%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
女性管理職数	1	1	1	2	2
全管理職数	8	8	8	8	9
女性の割合	12.5	12.5	12.5	25.0	22.2

※令和2年度より課が1増。

【4】 各役職段階に占める女性職員の割合（全部局） （単位：人、%）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
係長相当職以上の女性職員	11	11	14	16	16
係長相当職以上の職員数	43	43	46	46	47
女性の割合	25.6	25.6	30.4	34.8	34.0

【5】 男女別の育休取得率（全部局）

令和2年度取得率 男性職員 50%、女性職員 100%

【6】 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（全部局）

令和2年度取得率 100%

◇女性職員の活躍に向けた目標

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次の通り目標を設定する。

なお、この目標は、村長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局の全部局における共通した目標として位置付け、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事項について分析を行った結果、最も大きな課題に対応する数値目標を掲げている。

目標：管理的地位にある職員に占める割合について現状を踏まえ20%以上とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取り組みを実施する。

なお、この取組は、村長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局における共通した取組として位置付け、女性職員の職

業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応する取組を掲げている。

取組①：令和3年度より、組織として男性職員の育児参画を進めることを目標に掲げる。

取組②：令和3年度より、能力主義と適材適所を基本とし、これまで以上に女性職員の課長補佐及び係長への積極的登用を進めていく。

取組③：令和3年度より、管理職を対象とする意識改革や職場マネジメントに関する研修を実施する。